（会計の原則）

第三条　法第二十八条第一項の規定による会計の整理については、この条から第五条までに定めるところによるものとし、これらの規定に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会（以下単に「企業会計審議会」という。）により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

（事業年度）

第四条　認定設置運営事業者等の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、法第九条第十一項の認定の日の属する事業年度は、当該認定の日からその後最初の三月三十一日までとする。

（勘定科目及び財務諸表）

第五条　認定設置運営事業者等の勘定科目の分類は、別表第一によらなければならない。

2　法第二十八条第一項の財務諸表で国土交通省令で定めるものは、個別財務諸表、連結財務諸表、四半期個別財務諸表及び四半期連結財務諸表とする。

3　前項の個別財務諸表は、次に掲げるものとする。

一　貸借対照表

二　損益計算書

三　株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書

四　キャッシュ・フロー計算書

五　附属明細表として次に掲げるもの

イ　有価証券明細表

ロ　有形固定資産等明細表

ハ　社債明細表

ニ　借入金等明細表

ホ　引当金明細表

ヘ　資産除去債務明細表

ト　業務別固定資産明細表

チ　業務別営業収支明細表

4　第二項の連結財務諸表は、次に掲げるものとする。

一　連結貸借対照表

二　連結損益計算書

三　連結包括利益計算書

四　連結株主資本等変動計算書又は連結社員資本等変動計算書

五　連結キャッシュ・フロー計算書

六　連結附属明細表として次に掲げるもの

イ　社債明細表

ロ　借入金等明細表

ハ　資産除去債務明細表

5　第二項の四半期個別財務諸表は、次に掲げるものとする。

一　四半期貸借対照表

二　四半期損益計算書

三　四半期キャッシュ・フロー計算書

四　四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表

6　第二項の四半期連結財務諸表は、次に掲げるものとする。

一　四半期連結貸借対照表

二　四半期連結損益計算書

三　四半期連結包括利益計算書

四　四半期連結キャッシュ・フロー計算書

7　第三項から前項までに規定する財務諸表の様式は、別記第一号様式から別記第三十号様式までによらなければならない。

（認定設置運営事業者の区分経理の方法）

第六条　法第二十八条第二項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとする認定設置運営事業者（カジノ事業者を除く。以下この条において同じ。）は、当該認定設置運営事業者が行う業務に係る資産並びに費用及び収益について、別表第二に定める方法により整理しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、認定設置運営事業者は、その行う業務に係る資産及び費用について、当該認定設置運営事業者の実情に応じた方法により整理することが適当である場合であって、当該方法を、あらかじめ別記第三十一号様式により、国土交通大臣に届け出たときは、当該方法によることができる。

（認定施設供用事業者の区分経理の方法）

第七条　前条の規定は、認定施設供用事業者（カジノ施設供用事業者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十八条第二項」とあるのは、「第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

（財務報告書の記載事項等）

第八条　法第二十八条第四項第三号の国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況とする。

2　法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

（財務報告書の提出期限の承認の手続等）

第九条　認定設置運営事業者等が法第二十八条第四項の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　財務報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二　財務報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三　当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2　前項の承認申請書には、同項第二号に規定する理由を証する書面を添付しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があった場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により財務報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る財務報告書の提出に関して法第二十八条第四項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度